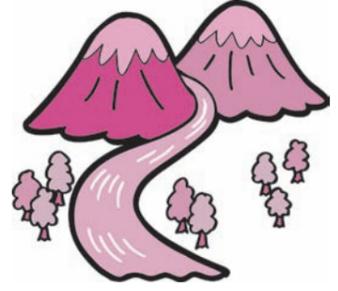


「おらがまちの自慢の場所」まもなく募集終了



「あきる野百景」を選定します。市では、環境基本計画の取り組みの一つとして、市にとつて自慢となる、未来の子どものちにも残したい「おらがまちの自慢の場所」を募集中です。

場所など）歴史上価値ある建造物、美しいデザインの建造物（神社など）伝統文芸、工芸、祭事（祭り、文化財など）自由な発想で応募してください。

応募方法 2月27日（金）（消印有効）までに、写真2枚以内を添付の上、次の方法で応募してください。

郵送・持参：応募用紙か、応募用紙と同じ内容（応募日、郵便番号、住所

氏名、電話番号、推薦する場所・理由）を用紙に記入してください。

メール：応募用紙と同じ内容を入力して画像データを添付し、件名を「おらがまちの自慢の場所」としてください。

1人何件でも応募可。作品は返却しません。その他

応募写真などは、あきる野市環境委員会が審査し、「あきる野百景」として決定します。

選定場所の公開などは、環境保護の観点から、土地所有者の了解や環境保護に支障のない範囲とします。

市ホームページにも掲載しています。

応募・問合せ 環境・緑化係（〒197 0814 二宮350、mailto:01@city.akiruno.tokyo.jp）

市の施設から出る平成19年度温室効果ガス（二酸化炭素）排出量結果

表 二酸化炭素排出量

| | 排出量 (t) | | 排出量 (t) |
|--------|---------|--------|----------------|
| 平成14年度 | 5,211 | 平成17年度 | 5,357 5,106 |
| 平成15年度 | 4,816 | 平成18年度 | 5,045 4,795 |
| 平成16年度 | 5,186 | 平成19年度 | - 5,020 |

平成19年度の排出量は、昨年度と比較して4.7割（25.5%）増加しました。この主な要因は、中央図書館の新設などが考えられます。

市では、平成20年7月に第二次地球温暖化防止対策実行計画を策定し、温暖化防止に向け、取り組みを進めています。冷暖房の設定温度を冷房28度、暖房19度

・上段 第一次地球温暖化防止対策実行計画の算定値
・下段 第二次地球温暖化防止対策実行計画の算定値（平成17、平成18年度は再計算値）
第一次計画と第二次計画では、温室効果ガス排出量の計算方法（排出系数）が異なります。

とし、照明の不要箇所の消灯、間引きなどの取り組みをしています。今後、森林再生事業にも取り組んでいきます。

地球温暖化防止対策実行計画など詳しくは、情報公開コーナー（市役所4階）、中央図書館、五日市図書館、東部図書館で資料を公開しています。

「あきる野市障害福祉計画（平成21年度～平成23年度）」素案への意見を募集

市では、障害者自立支援法の施行に基づき、平成19年3月に、障がいのある人に必要なサービスや事業の数値目標と見込量を定めた

問合せ 環境課環境・緑化係

「あきる野市障害福祉計画（平成18年度～平成20年度）」を策定しました。このたびは第1期計画を分析・見直しを行い、第2期計画となる「あきる野市障害福祉計画（平成21年度～平成23年度）」の策定を進め、素案がまとまりました。皆さんの意見をうかがうための方法で募集します。

素案の閲覧場所 情報公開コーナー（市役所4階）、市内各図書館、市ホームページ

意見の提出方法など
対象：市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所や事業所がある個人が団体

提出方法：2月16日（月）までに、A4用紙などに意見、郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入の上、郵送してください（持ち込み、FAX、電子メール可）

電話での意見は受け付けません。その他：いただいた意見は、個人を特定できないように編集し、概要などを公表します。

提出・問合せ 障がい者支援課障がい者相談係（〒197 0814 二宮350、☎558・1170、✉info01@city.akiruno.tokyo.jp）

ごみ処理施設見学会

市では、ごみの処理状況を理解していただくため、市内のごみを処理している西秋川衛生組合の施設見学会を行います。

期日 2月24日（火）（雨天実施）

集合・解散 市役所東側玄関前：午前8時35分集合、午前11時50分ごろ解散

五日市会館前：午前8時55分集合、午前11時30分ごろ解散

市の車を利用します
見学場所 西秋川衛生組合高尾清掃センター、御前石最終処分場

対象 市内在住・在勤の方
定員 15人（申込み順）
費用 無料
申込み・問合せ 環境課清掃・リサイクル係（直通558・1830）

人権擁護委員に 渡邊哲男氏・三上裕子氏



三上裕子氏



渡邊哲男氏

人権擁護委員の森田浩一氏と高木清文氏が任期満了

で退任され、1月1日付けで法務大臣から、新たに渡邊哲男氏と三上裕子氏が委嘱されました。人権擁護委員は、人権の上相談や人権思想の普及啓発など、積極的な活動を行っています。現在、市内の人権擁護委員は、次の5人です。

本堂節子氏
伊藤宗武氏
岸野トシ子氏
渡邊哲男氏
三上裕子氏

すべての住宅に 住宅用火災 警報器の設置が 義務化されます



東京消防庁管内では火災予防条例で、平成22年4月1日から、すべての住宅に火災警報器の設置が義務化されます。

新築改築する住宅 平成16年10月1日から設置が

義務化されました。その他の住宅 平成22年4月1日から設置が義務化されます。

設置する場所 すべての部屋、台所、階段（浴室、トイレ、洗面所、納戸などは含まれません）
火災警報器の種類（詳しくは、東京消防庁ホームページ）
火災の煙、熱を感じし火災発生を警報音、音声で知らせるものがあります。ガス漏れなどを感じする複合型警報器もあります。電源は、コンセント方式や電池方式があります。天井や壁などにネジで取り付けるものとフックで

壁に掛けるものがあります。東京消防庁では、火災をより早く感知するため、煙式の設置を勧めています。台所など火災以外の煙を感知する場所は熱式でも可能です。

あきる野市高齢者等住宅用火災警報器給付事業
市では、住宅用火災警報器を1個無料で設置しています。

対象世帯 平成20年度市町村民税非課税世帯で次のいずれかに該当する世帯
65歳以上の方のみの世帯
生活保護を受けている世帯

中国残留邦人などの円滑な帰国の促進、永住帰国後の自立の支援に関する法律で支援給付を受けている世帯
身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている世帯
愛の手帳1度または2度の交付を受けている方がいる世帯
精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている方がいる世帯
対象住宅 持ち家（借家は家主に設置義務）
平成16年10月1日以降に新築または改築した住宅

でないこと
スプリンクラー設備または自動火災報知設備を備えた住宅でないこと
住宅内の各居室、台所、階段のすべてに住宅用火災警報器が設置されている住宅でないこと

悪質販売に 注意しましょう
「消防署の方から来た」などと偽り、販売するケータイや単身高齢者世帯を狙ったケースが予想されます。消防職員が販売することはありません。
問合せ 地域防災課防災安全係、秋川消防署（595・0119）